

箕面市支援教育方針に関する説明会 <Q&A 概要>

日 時：令和5年2月25日（土）、2月28日（火）

会 場：オンライン開催、箕面市役所第三別館 2階会議室

【学びの場について】

Q：文部科学省の通知では、「支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。」と記載があるが、箕面市は今後も「ともに学び ともに育つ」を大切にしている方向性だという理解であっているか。

A：一律の時間数で学びの場を変更するということはありませんが、通常学級での時間、支援学級での時間については、一人ひとりのお子さまに必要な支援の時間を見直していく必要があると考えています。

Q：学びの場の選択について、保護者の希望どおりになるのか。

A：お子さまや保護者の意見を大切にしながら、一人ひとりのお子さまに必要な支援の量や学校の体制等も踏まえて相談し、決定することとなります。

Q：通級指導教室に利用年限はあるのか。

A：箕面市では2年間を基本とし、その期間内で自立活動での目標を達成し、終了できるように取り組んでいます。お子さまの実態に応じて、2年以上利用される場合もございます。

Q：通級指導教室の全校設置の財源や目安時期は決まっているのか。

A：現在、大阪府に通級指導教室の全校設置について要望をしています。府費での設置が難しい場合は、令和5年度に市費で全校設置を進めていく予定です。

Q：支援学級から通常学級（通級指導教室利用）へ学びの場を変更する時期や流れはどのようになっているのか。また、年度途中でも変更は可能か。

A：支援学級は、学級として設置しているものであるため、1年間在籍することになり、年度途中での変更はできません。学びの場の変更を希望される場合は、毎年11月までに次年度の学びの場について、学校や人権施策室と面談を行い、お子さまにとって最適な学びの場を決定いたします。なお、次年度、学びの場の変更を希望されている場合は、お子さまの実態に合わせて支援時間を減らすなど、次年度へのスムーズな移行に向けて調整していくことが考えられます。

【教職員の在り方について】

Q：教職員の派遣研修先はどこか。

A：令和5年度については、府立豊中支援学校で派遣研修を行う予定です。

Q：研修を増やすことについて、教員の負担軽減はどのように考えているのか。

A：オンデマンド配信や対象者を絞った研修を開催するなど、負担軽減に努めます。

Q：経験の豊富な教員の退職後、経験の浅い教員への引き継ぐ体制はあるか。

A：再任用制度で支援教育に携わっていただく体制の構築や、校内の経験豊富な教員が支援教育について研修の実施、OJTなどを通じた情報の共有やサポート体制があります。

Q：通級指導教室未設置校の場合、通常の学級担任と通級指導教室の担当者は異なる学校に在籍していることとなるが、連携体制はどのようになっているのか。

A：放課後の校内支援委員会や、通常の学級担任と通級指導教室の担当者が直接連絡を取り、情報共有を行っています。

Q：教職員に対しても説明会を実施しているのか。

A：教育委員会から、校長、教頭、支援学級担任、通級指導教室担当者、支援教育支援員（現：支援教育介助員）を対象に説明会及び質疑応答を実施いたしました。また、全教職員が説明内容をいつでも視聴できるよう、オンデマンドにて説明動画を配信しています。

Q：支援教育介助員が支援教育支援員となるが、支援の対象はだれか。

A：通級指導教室を利用している児童生徒も含めて、サポートする体制を構築していく予定です。

【LITALICO 教育ソフトについて】

Q：導入している5校はどこか。

A：とどろみの森学園（小学校）、萱野東小学校、中小学校、第一中学校、第六中学校に導入しています。

【その他】

Q：今後も保護者の意見を聞いてもらえる機会はあるのか。

A：令和4年度の箕面市支援教育充実検討委員会では、保護者会のゆうやけの会とつばさの会の代表者に参加いただき、議論を行っていただきました。令和5年度も箕面市支援教育充実検討委員会を実施し、保護者会の代表者を通じて、保護者の皆さまのご意見を伺いたいと考えております。